

平 31 環境政策第 118 号
平成 31 年(2019 年)4 月 26 日

各関係団体の長 様

山口県環境生活部長



山口県環境影響評価条例施行規則の改正について（通知）

このことについて、下記のとおり改正し、運用を見直すこととしましたのでお知らせします。

記

1 改正の概要

平成 31 年 3 月 1 日付けで改正した規則において、施行日時点で「開発許可を取得した事業」としている経過措置の対象事業に「開発許可申請を行っている事業」を追加

2 改正の理由

- (1) 規則改正後、事業者からの申し出等により、事業計画の実態を把握できた結果、既に工事着手間近の熟度の高い事業計画が複数あることが判明し、こうした事業まで一律にアセスの対象とした場合、事業の進行に予期せぬ大きな影響を与えることとなることから、公益性や社会情勢に鑑み、一定の熟度がある事業はアセスの対象外とする必要があること
- (2) 基本的に開発許可申請を行っている事業については、既に必要とされる地元の同意が得られていること

3 施行期日

平成 31 年 4 月 26 日（公布の日と同日）

環境政策課環境アセスメント班 担当:大堀
TEL:083-933-2933 FAX:083-933-3049
e-mail:a15500@pref.yamaguchi.lg.jp